

第23回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：令和元年7月23日（火） 午後2時～午後4時35分

2 場 所：千葉市議会棟3階 第四委員会室

3 出席者

(1) 委員

井原真吾委員、栗原春江委員、下井康史委員、鈴木秀樹委員、谷本隆行委員
中村直人委員、平川正巳委員、本澤陽一委員、横田明美委員

(2) 事務局

大野総務部長、大塚政策法務課長、山崎市政情報室長、高橋同課主査、
石川同課主任主事、君島同課主任主事

(3) 実施機関

(税制課) 吉野主査

(課税管理課) 高間課長、石井主査

(介護保険管理課) 大塚課長、鈴木主査

(情報システム課) 山下課長補佐、松崎主査、渡辺主任主事

(業務改革推進課) 田中主査、納谷主任主事

4 議 題

報 告

(1) 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告

【国等との通信回線による電子計算機の結合について】

(2) 平成30年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

議 事

(1) 千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問

【個人情報の本人収集の原則の例外について】

(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

(3) 特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

5 議事の概要

報 告

(1) 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告

実施機関から、平成31年4月から千葉県と電子計算機の結合を行い、千葉市の保有する個人情報の提供を開始したことについて、報告があった。

(2) 平成30年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、平成30年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告

があった。

議 事

- (1) 千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問
事務局から説明を受け、質疑応答し、答申案については意見が出た箇所について修正を加えた上で、最終的な決定を会長に一任することとして承認した。
- (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
実施機関から特定個人情報保護評価の対象となる事務の全項目評価書についての説明を受け、質疑応答を行った。
- (3) 特定個人情報保護評価部会の委員の選任について
本澤会長の他に、本澤会長の指名により、井原委員、中村委員が選任された。

6 会議経過

(山崎市政情報室長) 本日は気候が優れない中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は市政情報室の山崎と申します。

会議に先立ちまして、4月の人事異動によりまして事務局の職員に変更がありましたので、改めて紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

次に、総務部長の大野よりご挨拶申し上げます。

(大野総務部長) 改めまして、皆様、こんにちは。総務部長の大野でございます。

本日は、大変ご多用の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本来であれば、総務局長の山田からご挨拶を申し上げるところでございますが、山田は本日、所用のため欠席させていただいておりますので、会議の開催に当たりまして、私から一言ご挨拶申し上げます。

さて、平成27年から施行されております番号法によりまして、個人番号を利用した自治体間の情報連携が格段に進み、行政事務の効率化や市民サービスの向上につながっている一方で、市民の個人情報保護への要請はさらなる高まりを見せていると感じているところでございます。

これらの中にあるまして、本市における個人情報保護制度につきましても、今後より一層的確な制度運営を行っていくことが求められておりますので、委員の皆様方には引き続きご指導、ご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の議題といたしましては、まず、報告事項といたしまして、国等との通信回線による電子計算機の結合と、平成30年度の情報公開・個人情報保護の運用状況についてのご報告がございます。

次に、議事といたしましてご審議いただく案件は3件ございまして、1件目は個人情報の本人収集の原則の例外についての諮問、2件目は番号法に基づく特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検についての諮問、3件目はこの第三者点検について審議会に設置されている部会において調査・審議していただくこととなりますことから、その部会の委員の選任でございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご指導を賜りま

すようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(山崎市政情報室長) なお、村野委員におかれましては、所属されておりました千葉市地域婦人団体連絡協議会が本年3月末をもって解散いたしましたことに伴いまして、委員ご本人から辞任したいという申し出がございました。そこで、委員の職を解かれておりますことをご報告させていただきます。

それでは、本澤会長、よろしくお願いいたします。

(本澤会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまから、第23回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日は、村野先生が退任されたということで、9名の委員の方全員がご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、定足数を満たして、本審議会は成立しております。

また、本日の会議は、事前に委員の先生方にはご案内しておりますが、公開の会議として開催しております。傍聴されている方は、事前に傍聴要領が配付されているかと思っておりますので、その内容を確認の上、傍聴をお願いします。

それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

報告(1) 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告

(本澤会長) 報告事項(1) 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告ということで、「国等との通信回線による電子計算機の結合について」を議題といたします。

こちらについて、事務局及び実施機関からご説明をお願いします。

(山崎市政情報室長) 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告についてご説明いたします。

本件は、千葉県森林クラウド利用によるオンライン結合についてでございます。資料1-6をご覧ください。昨年度、この審議会への諮問と答申を経て、千葉市個人情報保護条例の一部を改正し、本年4月1日から施行いたしました。

改正内容の一つとして、資料1-6の「1 条例改正の内容」に記載しておりますとおり、個人情報を提供するための通信回線による電子計算機の結合、いわゆるオンライン結合を行うに当たり、国等との間においてオンライン結合を開始しようとするときには、審議会への諮問を不要とし、事後に報告することとされました。今回の報告では、市内の森林に係る個人情報をこの国等に当たる千葉県に提供する千葉県森林クラウドについてであり、改正後の条例に基づくご報告の第1号となるものでございます。

森林クラウドの詳しい説明につきましては、実施機関の担当課であります経済農政局農政部農政センター農業経営支援課からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(布川農業経営支援課課長補佐) 千葉市が保有する森林に係る個人情報を、千葉県森林クラウド

と通信回線による電子計算機の結合をすることにより千葉県に提供することについて、報告させていただきます。

お手元の資料1-1をご覧ください。森林クラウドの概要ですが、県及び市町村が保有する森林関連情報を森林クラウドに集積し、リアルタイムでの情報活用を図るためのシステムです。クラウド上では各業務の台帳と地図情報が連携し、共有する電子地図上で表示されます。

資料1-2をご覧ください。こちらは作業画面のハードコピーです。一枚目は林地台帳というもので、森林の所有者、森林の所在などが記載されています。二枚目は、林地台帳と連動している森林の土地に関する地図です。網掛け部分は伐採届等の届出が必要な森林、白色の部分は届出の必要のない場所を示しており、林地台帳にはこのような地図が附帯します。

三枚目は森林簿というもので、森林の所在地とそこに植林されている樹木の種類などが記載されています。四枚目は森林簿を元にした森林計画図で、これも二枚目と同様に森林計画の対象となっている部分を網掛け、それ以外を白色で示しています。

再度資料1-1をご覧ください。森林クラウド上で千葉市が管理する情報は林地台帳、森林の土地に関する地図、千葉県が管理する情報は森林簿、森林計画図です。このような情報を、資料右下のイメージ図のとおり、千葉県が契約したシステム業者がデータセンターの中に設置した森林クラウドのデータサーバーと市の内部情報端末を、L GWAN回線で結ぶ形式となります。

こちらの図の右側に、「林業事業体とオンライン結合ができるようになるのは令和2年4月以降の予定」とありますが、林業事業体との結合については、今後必要に応じて諮問したいと考えております。

続いて個人情報を取り扱う事務の名称及び概要をご説明いたします。事務を所掌する組織の名称は、経済農政局農政部農政センター農業経営支援課です。個人情報を取り扱う事務の名称及び概要ですが、事務は3つあります。

一つ目は林地台帳運用業務（所有者届）で、これは法務局、地方公共団体、森林組合等が保有している森林に関する情報を一元的に林地台帳として整備、公表する業務であり、登記情報、所有者からの届出等に基づき、森林の土地の所有者等の情報を随時更新します。

森林の土地の所有者届出書というのは、個人・法人を問わず、売買、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、その面積にかかわらず、届出が義務付けられているものです。市は林地台帳に取得した情報を反映しますが、そのうち個人情報は森林の土地の所有者の氏名、住所になります。

二つ目は伐採届及び状況報告書管理業務です。森林の所有者等は、「地域森林計画」の対象民有林の伐採を行う場合は、市町村に対して、事前に「伐採及び伐採後の造林の計画の届出」（伐採届）の届出が義務付けられています。市は、適切な林業施策の確保を図るため、市町村森林整備計画との適合性を確認するとともに、必要に応じて森林所有者等への指導を行います。この情報を、市が森林クラウドにアップロードしたものを千葉県が取得し、森林簿に反映します。この情報に含まれる個人情報は、森林の所有者及び伐採者の氏名及び住所です。

三つ目は森林経営計画認定業務です。「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」は、自らが経営する一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施策及び保護について、単独又は共同で森林経営計画を作成し、市町村長等の認定を受けることができるとされており、対象

の森林が本市の区域内にある場合は、本市が認定審査を行うこととなります。

これらの情報について、市は林地台帳に反映します。この情報に含まれる個人情報には森林所有者の氏名、住所です。なお、県は森林簿に反映します。

事務の詳細は資料1-3に示されておりますのでご覧ください。

なお、森林クラウドと林地台帳の関係についてですが、森林組合等による施業集約化を円滑に実施できるようにするため、県、法務局、森林組合等が保有する情報を一元的にとりまとめた台帳及び附帯する地図を整備し、平成31年4月1日から公開することとしています。

平成30年度までは森林簿、森林計画図、登記簿、施業履歴、所有者届、伐採届、森林経営計画は全てばらばらの状態で、市と県がそれぞれ保有をしていました。それを平成31年4月1日以降は、千葉県森林クラウドを一元化しまして、統合して管理をしていくことになりました。

続いて、資料1-1の「4 結合の条件等」をご覧ください。結合先は千葉県です。なお、県内他市町村は千葉県の保有する千葉市域の情報は閲覧できますが、この閲覧は森林計画図、地図のみになります。千葉市の保有する情報を閲覧することはできません。

結合する理由ですが、平成31年4月1日から施行された森林経営管理法により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記されました。これまでは森林関連情報は県が整備し、それを元に県が林業事業体を支援していましたが、今後は市町村が主体となり、森林整備を進めていくために、今まで森林関連情報を管理し、森林整備の支援を行ってきた県と情報共有できる環境が必要になりました。

さらに、市町村主体の森林整備の一環として、平成31年4月1日から林地台帳制度の運用が始まりました。これは、市町村が森林所有者情報、これは森林所有者の氏名、住所などをいいますが、この情報を整備し、林業事業体等に情報提供を行うための制度であり、林地台帳の更新は県が整備する森林計画図及び森林簿の更新と連動する必要があります。これらの新しい取組みを円滑に実施するためには、情報の共有と業務の進捗状況をオンラインにより相互に確認できるシステムが必要不可欠となりました。

続いて結合の条件ですが、千葉県森林クラウドは、NTT東日本株式会社のデータセンターでサーバーを設置し、県と市町村間の回線は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークとして既に利用されているLGWANを使用します。

次の個人情報の保護措置ですが、こちらにつきましては、資料1-4をご覧ください。

相手方の対応措置に関する基準については、オンライン結合による個人情報の提供を受ける実施機関以外のものに個人情報保護のための制度が整備されていると認められること又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められることとなっておりますが、こちらの資料は、千葉県と千葉市のオンライン結合の基準を並べて示してあります。県と市のオンライン結合の基準はほぼ同様となっており、これに準拠して千葉県森林クラウド利用要領を定めて、県、市ともにこの利用要領に基づき、事務を運用してまいります。千葉県森林クラウド利用要領につきましては、資料1-5として添付させていただいております。

次に、資料1-4の裏面をご覧ください。実施機関が講ずる技術的措置に関する基準として、オンライン結合を行うことにより個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えい等の危険が生じないようにするために、実施機関において、次のようなハードウェア上及びソフトウェア上の適切な措

置が講じられていると認められることが必要となります。

資料の表の右側が県の基準ですが、不正アクセスの排除に関する項目や、障害時の予防、回復に関する項目として、資料に記載のとおり措置がされていると千葉県からは説明を受けており、この内容についても市と同様の基準となっております。

千葉県森林クラウドによるオンライン結合を開始したことについて、説明は以上です。

(本澤会長) ありがとうございます。

ただいま事務局と実施機関のほうから森林クラウドの説明がありましたが、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

(本澤会長) 前回の審議会において、国等とオンライン結合を開始するときは、事前に諮問するのではなく事後報告でよいという形にして、報告があった場合に、それに対して審議会は意見を言うことができることとなりました。今回は、基本的には千葉県との間の結合で、その次の段階では林業事業者との結合の話が今後あるかもしれないということですね。

では、審議会として特段の意見はないということでしょうか。

(なし)

(本澤会長) では、こちらの議題は以上といたします。

報告(2) 平成30年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(本澤会長) 続いて、報告の「(2) 平成30年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告について」をお願いします。

(高橋主査) それでは、平成30年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、ご説明いたします。

説明は資料2に沿って行います。別途資料2-1の情報公開・個人情報保護運用状況報告書につきましては、適宜ご参照いただき、基本的には資料2でご説明いたします。よろしくお願いたします。

では、資料2の1ページからご覧ください。こちらは、令和元年7月17日に公告したものでございまして、情報公開条例及び個人情報保護条例の昨年度の運用状況について公表したものでございます。大きく分けて、情報公開条例の施行の状況、個人情報保護条例の施行の状況、そして、本審議会の運営状況に分かれておりますので、順次ご説明いたします。

まず、情報公開条例の施行の状況でございます。(1) 開示請求の件数及びその処理状況ですが、2ページに合計が記載されております。昨年度は175件の開示請求がございました。処理件数といたしましては202件でございまして、これにつきましては、1件の開示請求に対して複数の決定が行われる場合があることによるものでございます。そのうち公文書の全てを開示した決定の件数は48件でございます。一部を黒塗りなどして、その他の部分だけ開示をしたというものが部分開示決定で、77件でございます。公文書を一切開示しないという不開示決定の件数でございますが、2件が不開示情報であるから全てを開示しなかったもの、22件が不存等

ということで、そもそも開示請求に係る公文書はなかったもの、あるいは、あるかないかも応えられないものでございます。これらの合計24件が不開示であったということでございます。開示請求はされましたけれども、その後、別途情報提供したなどの事情によりまして取り下げされたものが53件でございました。

なお、平成29年度は、295件の開示請求がございましたので、30年度は、前年に比べますと大幅に減少しております。こちらにつきましては、建設リサイクル法に基づく各種工事の届出書などにつきましては、これまで開示請求に対する決定として対応していたものを所管課窓口での情報提供により対応することとしたことが大きく影響しているものと思われま

す。資料2-1の運用状況報告書では、27ページから45ページまでにその具体的な請求の内容が記載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、(2)の審査請求の件数及びその処理状況でございます。こちらは、公文書開示請求につきまして、その決定について不服がある場合には、審査請求ができることとなっております。その審査請求の件数がこの(2)に記載したとおりでございます。

アの審査請求の件数として、29年度からの継続案件が3件、30年度に新たに出されたものが1件ございました。その処理状況、こちらは30年度末時点での状況でございますが、裁決まで終わったものが3件、情報公開審査会に諮問して答申をいただいた後、裁決の準備中であったものが1件でございます。ただし、こちらにつきましても現時点では既に裁決まで終わっている状況でございます。こちらは資料2-1の報告書では47ページに概要が記載されてございます。

次に、(3)情報公開審査会の運営状況でございます。こちらは、30年度における情報公開審査会の運営状況でございまして、会議は6回行われました。なお、29年度が9回でしたので、昨年度は審査会の件数が一昨年と比べて少なかったということです。

諮問が出された件数は継続案件として3件、新規案件として1件、そして、諮問に係る状況といたしましては、30年度末の時点で全て答申が出されております。

続きまして、(4)附属機関の会議の公開に関する状況でございます。地方自治法の規定に基づいて条例等で設置された附属機関につきましては、原則として会議は公開することとしております。その会議の公開に関する状況のご報告ですが、アの情報公開条例第25条の規定の対象となる附属機関の数は全部で214機関でございます。こちらは、報告書では51ページから66ページまでに一覧を掲載してございます。そのうち全部又は一部を公開した会議は176回ございました。

次の、ウの非公開とする附属機関でございますが、附属機関のうち、その取り扱う情報の性質から原則として非公開としなければならないもの、例えば個人情報等を扱うものなどが該当しますが、そういったものが59機関でございます。

次のエの全部を非公開とした会議ですが、こちらは原則公開でありながら、その会議で取り扱う情報の性質上、全部を非公開とした会議でして、7回ございました。

次に、(5)と(6)は関連がありますので一括してご説明いたします。指定管理者や出資等法人、いわゆる外郭団体につきましては、情報公開条例で、情報公開に関して必要な措置を講ずるものという規定がござい

(5) は、指定管理者に関する文書開示申出の件数ですが、昨年度は千葉ポートアリーナに関して、指定管理者であるスポーツ振興財団に対して、7件の開示申出があり、全部を開示したところでございます。

(6) の出資等法人に対する文書開示申出の件数ですが、こちらもスポーツ振興財団に対するものになりますが、4件の開示申出があり、全部を開示したところでございます。

情報公開条例につきましては以上でございます。

続きまして、個人情報保護条例の施行の状況についてご説明いたします。

まず、(1) 個人情報取扱事務の届出状況についてですが、こちらは市において個人情報を取り扱う事務を行う場合には、一部職員の個人情報などは例外でございますが、原則として市政情報室に届出をしてもらうことになっております。そして、市政情報室では、目録の形で市全体の個人情報を取り扱う事務について公表しているところでございます。

実際に平成30年度における個人情報を取り扱う事務の届出状況がこの表でございまして、平成30年度末時点で、市政情報室に届出されている個人情報取扱事務の件数が1,975件でございます。

次に、(2) 開示請求の件数とその処理状況です。先ほどは、公文書の開示請求についてご説明いたしました。こちらは個人情報の開示請求、つまり市に対して、自分の個人情報を開示してほしいという請求になります。この個人情報開示請求の件数といたしましては、この表に記載のとおり、30年度は合計77件の開示請求がございました。

なお、平成29年度は80件ということございましたので、昨年度は例年並みの件数という状況でございました。そのうち処理件数といたしましては82件でございまして、そのうち全部開示決定したものが31件、部分開示決定をしたものが29件、不開示決定は7件でございますが、7件全てが不存在等を理由とするものでございます。なお、取下げは15件ございました。

次に、(3) 訂正請求の件数でございます。こちらは開示を受けた個人情報を見て、その情報が事実と異なっているといった場合に、市に対して訂正を求める請求でございますが、30年度におきまして訂正請求はございませんでした。

次に、(4) 利用停止請求の件数でございます。こちらは、千葉市において個人情報保護条例に違反した個人情報の取扱いがなされているというような場合に、その個人情報の主体である本人から利用停止や削除を求めるといった請求でございます。利用停止請求の件数といたしましては、平成29年度までにおいては1件もございませんでしたが、昨年度は2件ございまして、いずれも利用停止決定という処理がなされたところでございます。

今ご説明いたしました開示請求と利用停止請求の具体的な概要につきましては、報告書の129ページから134ページまでの表でお示ししているところでございます。

次に、(5) 審査請求の件数です。情報公開と同じように個人情報開示請求に対しましても、その決定に不服がある場合には審査請求を行うことができることとなっております。その件数でございますが、29年度からの継続案件として8件、30年度に新規に出された案件として8件ございました。

その処理状況といたしましては、30年度末時点で裁決済のものが10件、個人情報保護審査会に諮問、こちらは審査請求があった場合には情報公開請求と同様に、審査会に諮問した上で裁

決することになっておりまして、その審査会に諮問して答申をいただいた後、裁決の準備中であつたものが2件、審査会に諮問中であつたものが1件、審査会に諮問する前の段階で、市の内部で検討しているというものが3件ございましたが、現時点では、裁決準備中であつたもの2件、審査会に諮問中であつたもの1件の全て裁決まで終わっている状況でございます。

なお、審査会に諮問する前の段階で、市の内部で検討中であつた3件につきましては、このうち2件については現在も検討中の状況でございます。もう1件は、その後、審査請求そのものが取り下げられております。

次に、(6)個人情報保護審査会の運営状況になります。こちらは、30年度における個人情報保護審査会の運営状況でございまして、会議は6回ございました。なお、29年度も6回の開催でございました。

諮問の件数は、29年度からの継続案件が1件、新規案件が5件ございまして、諮問に係る処理状況といたしましては、30年度末で答申まで終わったものが5件、審議中であつたものが1件でございますが、現時点ではこれらは全て裁決まで終わっている状況でございます。

次に、(7)簡易な手続による開示の実施状況についてでございます。こちらは、一定の個人情報につきまして、あらかじめ告示することによって、より簡易な方法で開示を求めることができる制度でございます。

29年度までは、主に教育委員会の高等学校における入学試験の得点や調査書などについて実施していましたが、昨年度に実施しました動物公園の園長の採用選考試験の得点などについても実施したところでございます。

これらにつきまして、告示により簡易な個人情報開示ができるものとしておりまして、5ページから6ページにかけての表に記載のとおり、簡易開示がございまして、4,233人の対象者がおりまして、実際に利用した方1,836人、43.3%の方がこの簡易開示を利用したというところでございます。

次に、(8)と(9)ですが、これは先ほど情報公開でもご説明しました、指定管理者と出資等法人に関するものでございます。個人情報につきましても市と同じように措置を講ずるとしておりまして、個人情報開示申出の制度は指定管理者、出資等法人で設けられているところでございます。30年度につきましては、指定管理者に対する個人情報開示申出、出資等法人に対する個人情報開示申出はいずれもございませんでした。

最後に本審議会の運営状況についてでございます。平成30年度の本審議会の運営状況は1回で、昨年8月1日に開催いたしました。概要といたしましては、会長及び副会長の選任のほか、先ほどの千葉県とのオンライン結合のところでもご説明がございましたが、個人情報保護条例の一部改正について諮問、審議していただきました。また、この場での報告と同じように、昨年度もこの運用状況の報告をしたところでございます。千葉市公告については以上です。

次に7ページをご覧ください。こちらは、個人情報の本人外収集についての報告でございますが、条例上、個人情報は原則として本人から収集することになっております。その中で、審議会にあらかじめ意見を聞くことによりまして、本人外収集できる場合がございますが、平成18年3月31日の審議会におきまして、ある類型に該当する個人情報につきましては、改めて審議会の意見を聞かなくても本人外収集してよいということになってございます。ただし、その場合に

は、審議会においてその内容の実績を報告することという答申になっておりまして、それに基づく報告でございます。

平成30年度、この類型に該当する本人外収集といたしましては、7ページから8ページに記載したとおりでございまして、栄典・表彰等の選考や各種申請、届出など、また、防犯カメラは30年度に新たに設置したものでございますが、この表に記載のと通りの本人外収集がございました。

続きまして、9ページにまいります。本人外収集と同じように、目的外利用・目的外提供につきましても原則として禁止されておりますが、審議会に意見を聞くことによって目的外利用・目的外提供することができる規定となつてございます。こちら平成18年の審議会におきまして、一定の類型に該当するものは目的外利用・目的外提供してよいとなっております。ただし、その実績を報告するよつという形になってございますので、それに基づく報告でございます。

平成30年度は栄典・表彰等の選考、報道機関への提供、弁護士法の規定に基づく提供ということで、ここに記載されたものについて提供を行ったということでございます。

運用状況の報告については以上でございます。

(本澤会長) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、こちらの内容について、何かご質問や、ご意見等がございますでしょうか。

(平川委員) 公文書開示請求の開示で不存在ではないものが2件あったと報告していますが、それは情報公開条例第7条のいずれに該当するのでしょうか。

(石川主任主事) こちらにつきましては、電磁的記録による開示を開示請求者の方が希望しておりまして、紙による開示でしたら一部不開示情報だったのですが、電磁的記録そのもの場合は一部加工して開示するということができなかったため、やむなく不開示としたものです。紙による開示であれば、部分開示ができたという案件です。

(本澤会長) それは、請求者が電磁的記録にこだわつたということですか。

(石川主任主事) そうです。そのために、やむなく不開示となったものです。

(横田委員) 文書の性質を伺つてもよろしいですか。資料には載つていないのでしょうか。

(石川主任主事) 一件は資料2-1の運用状況報告書の30ページの42番の請求で平成29年の退職手当台帳の電磁的記録、もう一件は39ページの128番の請求で非公開の会議の録音データの開示を求められたものです。

(横田委員) ありがとうございます。

(本澤会長) この件に限定しなくても、電磁的記録での開示というやり方自体はできるのでしょうか。

(石川主任主事) はい。可能です。

(本澤会長) ただ、これはこのデータの性質上、一部不開示ができないので、全部不開示になったということですね。

(石川主任主事) はい。

(本澤会長) 何か他にございますでしょうか。

(平川委員) 不存在というのは、そもそも作成の必要がない、存在する必要がないものということとで不存在になっているのでしょうか。

(高橋主査) 請求しているものが、作成する必要がないという場合もありますし、そもそも市が保有していないものを請求しているというケースもあります。

(平川委員) 市と全く関係ない文書などですか。

(山崎市政情報室長) はい。保存年限が経過して、廃棄処分されることもあります。

(平川委員) ありがとうございます。

(本澤会長) では、こちらの報告事項については以上ということによろしいですか。

(異議なし)

議事(1) 千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問

(本澤会長) 続いて議事に進みたいと思います。「(1) 千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(山崎市政情報室長) 本日の諮問事項の1点目は、個人情報の本人収集の原則の例外についてでございます。お手元の資料3をご覧ください。

諮問事項は、千葉市個人情報保護条例第7条第2項9号の規定に基づき、個人情報の本人収集の原則の例外について諮問するものでございます。

本件は、個人情報の本人収集の原則の例外の類型を定めるものでございまして、まずは資料3の表をご覧ください。

ドライブレコーダーによる個人情報の収集について、「庁用自動車を用いるに当たり、個人の映像等の情報を収集する場合。ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。」と類型に定めるものでありまして、理由といたしましては、「不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。」とするものでございます。

資料3-1「ドライブレコーダーによる個人情報の収集について」をご覧ください。

千葉市個人情報保護条例第7条第2項では、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないという本人収集の原則について定めております。

一方で、同項にはただし書がございまして、第1号から第9号までのいずれかに該当する場合には、本人以外から収集することができるということを定めております。

このうち第9号では、審議会の意見を聞いた上で公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるときには、本人収集の原則の例外とするというような規定を定めておりまして、平成18年3月31日付けの審議会答申第2号では、本人以外から収集する場合で、その都度審議会に諮問する必要がない類型を定めて、この類型に当たるものにつきましては、その実績を審議会にご報告することとしております。

既に定められております類型につきましては、資料3-2の本人収集の原則の例外類型一覧をご覧ください。現在、類型化をされているものは7つございます。1番目の栄典、表彰等の選考

のように、個人情報をも本人から収集することが適当とはいえない場合から、7番目の不測の事故や事件が発生したときに正確な事実把握を容易にするために設置した防犯カメラによって個人の映像等の情報を収集する場合などについて類型化がされております。

今回の諮問では、この1から7までに掲げられている類型にドライブレコーダーを追加することについてご意見を伺うものでございます。

再度資料3-1をご覧ください。諮問の趣旨ですが、新たにドライブレコーダーによる収集を本人収集の原則の例外の類型として追加するものでございます。千葉市におきましては、庁用自動車の運転中に不測の事故が発生したときなどに、事故等についての正確な事実把握を容易にして、責任の明確化、事故の早期解決などのために、庁用自動車の一部にドライブレコーダーを設置している状況でございます。庁用自動車にドライブレコーダーを設置して、映像等を記録することについては、公益上特に必要があるものと認められ、また、これによりドライブレコーダーに個人情報が記憶されることについては、その性質上やむを得ないものであると考えております。

なお、ドライブレコーダーは、収集するものが機械ごとに大きな差異があるものではなく、庁用自動車を調達する都度諮問することが困難であることから、今後につきましては、設置の度に審議会のご意見を伺う必要がないものとして類型化をしていただきたいというものでございます。

なお、記録した映像の取扱いについては、的確な情報の管理を行うために、庁内においてルール化することといたしまして、資料3-3に案をつけさせていただいておりますが、庁用自動車を運用する部署において、遵守すべきガイドラインを定めて、周知を徹底してまいりたいと考えております。

続いて資料3-1(2)のドライブレコーダーの仕様ですが、設置しておりますドライブレコーダーの一般的な仕様でございますが、記録媒体はSDカードでございます。記録対象は車両前方の映像、あと、車内の音声をドライブレコーダーについているマイクで集音したものでございます。設置場所はフロントガラスの上部となっております。

なお、SDカードには記録容量がいっぱいになりますと、古い情報の上に新しい情報を上書きしていきますが、ドライブレコーダーには衝撃感知センサーがついておりまして、その衝撃を感知したときには、衝撃発生の前後数十秒間の音声、映像の情報を上書きがされないように別ファイルで保存するような仕様となっております。

なお、情報が残っている期間は、SDカードの容量にもよるのですが、おおむね1週間前後のものが多いとのこと。そのように記録した情報を万が一の事故の発生時などにパソコン等で映像等を再生して、事故の事実把握をするものでございます。

庁用自動車における設置状況ですが、この資料の(3)をご覧ください。

現在、千葉市の各実施機関で保有している庁用自動車の車両数が1,009台でございます。そのうちドライブレコーダーが設置されている車両は433台と、4割強の自動車にドライブレコーダーが設置されておりまして、また、新規調達する庁用自動車にはドライブレコーダーが設置されていることから、設置数は増加傾向にございます。

このような昨今の庁用自動車におけるドライブレコーダーの普及もありまして、しっかりと審議会のご意見を伺って、個人情報の本人収集の例外として取り扱うべく、今回諮問をさせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

(本澤会長) ありがとうございます。

一つ確認したいのですが、ドライブレコーダーで記録する対象は、車両前方の映像及び車内の音声と記載がありますが、車内は音声だけで映像はないということでしょうか。

(山崎市政情報室長) すみません、説明が少し不足しておりました。車内も撮る仕様のドライブレコーダーを設置している車両もあるため、車内の映像が撮られる場合もあり得ます。

(下井副会長) 問題をもう少し整理したほうがいいかなと思います。個人情報保護条例第7条第2項の本人から収集しなければいけない、より正確には、本人から直接収集しなければいけないという原則があり、例外として第7条第2項第1号から第9号までがありますが、ここでの例外というのは、本人以外から収集する場合のことをいうのでしょうか。

個人情報の本人外収集のわかりやすい例は、警察が調査によって誰かの個人情報を収集することですが、ドライブレコーダーについては本人から直接個人情報を収集していますよね。

防犯カメラも同じような話になってしまいますが、ドライブレコーダーに撮ること自体がこの本人収集の原則の例外なのか、ドライブレコーダーに記録された情報を他に活用することが例外に当たるのかといった問題を整理する必要はないでしょうか。つまり、通行人の姿が映ってしまうというのは、本人の同意はないけど、直接収集には当たりますよね。

(山崎市政情報室長) 本人の容貌を直接収集したということですね。

(下井副会長) ドライブレコーダーによって通行人や車内の人を撮ること自体を問題としているのか、ドライブレコーダーに記録された情報を他で活用することを問題としているのか、その点について仕分けをしないと、問題が混在しているような気がします。

(山崎市政情報室長) 下井副会長がおっしゃっていたことについては、防犯カメラによる個人情報の収集について諮問した際に、前者の方向で整理をさせていただいておまして、今回もそれと同様の考えを持っているものでございます。

(下井副会長) そうすると、対象者を通行人に限るのはおかしいのではないのでしょうか。

(山崎市政情報室長) そうですね、乗車している人の音声データも収集することになります。

(下井副会長) 防犯カメラのときの議論については、私はあまり覚えていませんが、この収集は本人から直接収集しているものと言えるのではないのでしょうか。

(本澤会長) ここでいう本人から収集というのは、本人が自分の意思で積極的に提供した場合という解釈で運用してきたのでしょうか。

(山崎市政情報室長) そうですね。そのような考えで整理しております。

(下井副会長) 条例第7条第2項自体が防犯カメラやドライブレコーダーなどを想定しないで作られていたと思います。条例第7条第2項を素直に読めば、例えば警察官が本人以外から情報を得るとか、あるいは、市役所の税務課が国税庁の税務署から納税者の情報を得るとか、いわゆるニュースソースが本人以外という場合を想定していたと考えられます。その意味では、ドライブレコーダーはこの規定に完全には当てはまらないと思います。

条文ではなく解釈の問題ですが、直接収集の「直接」をどう読み込むかが難しいですね。ただ、私はドライブレコーダーで個人情報を収集することを反対しているわけではなくて、むしろ積極

的にした方がいいと思っていますが、問題の整理の仕方は考えた方がいいと思います。

かつ、これは少し先の話になりますが、ドライブレコーダーで個人情報を収集することは、ある程度広報しないといけないと思います。千葉市役所の庁用自動車にはドライブレコーダーが設置されていて、自分の知らないところで映り込んでしまっているかもしれないけれど、それはこういった理由です、といったことは、市民一般に対してホームページなどで公表しておかないといけないでしょう。乗車する人については音声まで入ってしまうこととなります。庁用自動車に乗る人は職員だけではなく、市民なども乗ることがありますよね。

(山崎市政情報室長) はい。可能性としてはあります。

(下井副会長) その方々が庁用自動車に乗ったときに、ドライブレコーダーが設置されていて、自分の容貌や音声を撮られているということは、あらかじめアナウンスしておかないと非常によろしくないと思います。

(山崎市政情報室長) 映り込む可能性のある方に対して、広く知り得る手段を何らかの形で講じたほうが良いということですね。

(下井副会長) そういった手段を講じておかないと後に問題になるのではないかと思います。審議会で承認するだけでなく、ホームページで周知したからといって、市民一般が知るところになるかという疑問はありますが、しないよりはした方がいいと思います。

ただ、本人収集の例外にドライブレコーダーを入れるのは、条例の文言からすれば私は違和感があります。これまでの類型についても、防犯カメラ以外は、全て先ほど私が言ったような例に該当すると思います。表彰の選考などは典型例ですよね。

(高橋主査) 資料3-1の裏面で、他都市の状況をまとめておりますが、個人情報の収集先については同じドライブレコーダーでの撮影についても、自治体によって捉え方に少し差異があります。

(下井副会長) 本人の同意があるときの例外とした方がすっきりするような気がしますが、乗車した方は知ることができるとしても、やはり通行人の方は自分の知らないところで収集されてしまいますよね。

(横田委員) 経済産業省のカメラ利活用のガイドブックを参照しているのですが、ここにもドライブレコーダーの事案が出ております。これは外に向かって撮影し、かつ、個人データよりも地図データを使いたいといった場合はどうすればいいか、という例が載っているのですが、そうであってもやはりドライブレコーダーで撮影しているということは周知が必要で、しかも、そのデータをどのように利用しているのかということや、どのような人が使用しているのか、苦情等の対応はどうかというガイドラインのようなものが出されている状況です。民間ですらそうですので、そういう意味では慎重になったほうが良いと思います。

ただ、防犯カメラの類型にもありますとおり、わかりやすい場所に表示するというのが難しいですね。少なくとも乗車者向けにはドライブレコーダーで中の様子を録音、撮影していますという表示が必要だと思いますが、車の外にまで必要かどうかというのは難しい面があるかもしれません。

(下井副会長)トラックなどもドライブレコーダー搭載中と表示していますよね。

(横田委員)むしろその程度の表示で構わないので、何らかの表示をすることという条件を付け

ることは、この例外類型一覧の理由に追加するという意味でも、防犯カメラにはそういう表示があるのに、ドライブレコーダーにはないのかと言われたときに対応できないと思います。民間においても設置表示をするというガイドラインがあることと、既に承認されている防犯カメラと平仄を揃えるという意味でも、何らかの表示をするということは類型一覧あるいはガイドライン準則に反映させるべきではないかと考えます。

(下井副会長) ドライブレコーダーによる収集をすることについて反対ではありませんが、かといってドライブレコーダーが条例第7条第2項の条文に必ずしも完全に当てはまるわけではないので、その点を克服する説明があるのではないのでしょうか。

この説明ですと、本人収集の原則の例外に当たりますが、ドライブレコーダーは本人自身から撮っていることは間違いないですよ。ただ、本人の同意なく、本人の知らないところで撮っているところが問題ですので、その意味での例外だということを明記しておかないといけないのではないのでしょうか。解釈には直接収集とありますが、条文自体が直接収集としているわけではないので、その部分を少し工夫した方がいいと思います。

もう一点、庁用自動車の範囲ですが、これは消防車や救急車も含まれますよね。

(山崎市政情報室長) はい。

(下井副会長) これらにもドライブレコーダーは設置するということですよ。患者や乗車者の声や会話が記録されるということを考えると、特に救急車の場合は簡単にはいかないと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

(山崎市政情報室長) 救急車両では、音声データや映像データ等を収集しているということを広く公表する手段を講じるとともに、何らかの形で車両の内部にも表示することができる方法などを検討していきたいと考えています。

(下井副会長) 救急車の場合は、患者と救急士のやりとりなどは入ってもよろしいのでしょうか。

(山崎市政情報室長) それらを収集する目的での設置ではないですが、結果として収集してしまうことはあると思います。

(下井副会長) その点をどう考えますか。

(横田委員) この不慮の事故等は医療過誤まで拡大解釈され得るのではないのでしょうか。ドライブレコーダーの仕様としては、衝突等の車体等に不慮の事故があった場合にのみ記録が残るという形なのではないでしょうか。

(下井副会長) 見方を変えれば、車内でも事故があったときは、むしろ映像は記録されていた方がいいですよ。

(山崎市政情報室長) 救急搬送中や救命救急作業などの業務の中で発生した事故で、その時に記録していた映像等はその事故の事実把握のために用いることにはなると思います。

(下井副会長) これらの映像等があるとわかると、事故の相手方から弁護士会照会等が来る可能性があります。

(横田委員) そうですね。このような映像等については今後、情報公開請求や個人情報開示請求が来るものだと考えていた方がよいと思います。

(山崎市政情報室長) わかりました。

(下井副会長) あとは保存期間ですよ。救急車は別の扱いにしておかなくてもいいのかという

ことは少し気になりますね。かつ、救急車の濫用なども言われている中で、むしろ撮影した方がいいこともありますよね。また、病院のたらい回し事例の検証などにも活用できますよ。

(横田委員) そうですね。

(下井副会長) しかし、非常にセンシビリティの高い情報を収集することになりますよね。他の自治体の救急車の取扱いはどうなのでしょう。

(山崎市政情報室長) 他の自治体の情報は特にありません。

(下井副会長) わかりました。私が思いついたのは消防車と救急車ですが、他に普通の庁用自動車とは違う車はありますか。

(山崎市政情報室長) 例えば道路パトロールカーなどは、通常の職員が移動する手段ではなくて、パトロールを目的とするという意味では他の自動車と違うとは思いますが。

(下井副会長) そこに職員以外の方が乗ることはありますか。

(山崎市政情報室長) 恐らく考えられないと思います。

(下井副会長) そうですね。救急車の特殊性というのは市民の情報を収集するということですよ。

(山崎市政情報室長) はい。不特定多数かつセンシティブな情報を収集することになります。

(下井副会長) そのような意味での情報が入り得る庁用自動車は他にありますか。

(山崎市政情報室長) 他には特に考えられないです。

(下井副会長) わかりました。私の意見としては、ドライブレコーダーによる収集は、本人の同意なく、本人から直接収集するわけではないという意味で、例外の種類に該当し得るという説明が必要なのではないかということと、ドライブレコーダーで例外的に個人情報を収集するということについて、広く周知し、あるいは乗車者にアナウンスする手立てをとるべきだということです。

ただし、救急車については、他の公用車とは違う特殊な性質があるので、アナウンスの範囲や、収集された情報の取扱いについては、なお検討すべきであると、そういったことを答申に出すことが必要なのではないかという意見です。

(中村委員) 資料3-3については、この審議会ではどうすべきでしょうか。準則の内容を読むと、データの利用として、交通事故及びトラブルの確認及び事故の分析及び原因究明に限るものとし、これらの目的以外に利用してはならないものとする明記されていますが、これはまだ案文の段階であるから、この審議会としては先ほどの下井先生のご意見を入れておくという判断ですか。

(下井副会長) これは目的外利用・目的外提供の問題であって、今回諮問されているのは本人収集の例外についてだと思うのですが、我々はどこまで答申すればよろしいのでしょうか。条例第7条第2項は本人収集の例外だけですよ。目的外提供・利用の例外は条例第8条第1項の問題です。

(中村委員) 例えば救急車の事故の場合というのは、救急車が交通事故を起こした場合は当然利用の目的に含まれると思うのですが、患者さんとの間に発生した問題というのは、収集している目的が違うような印象があります。

(下井副会長) そのことについても目的に入れるかどうかではないでしょうか。

(横田委員) 庁用自動車の車内で暴行事件などのトラブルがあった場合というのは収集の目的として想定しているのでしょうか。

(山崎市政情報室長) そうですね。単に交通事故だけではなく、救急隊員と乗車する市民の方々の間でのトラブルだとか、救急車の運用に伴って起こり得るトラブルなどが含まれると考えています。

(下井副会長) 救急車の中で救急士と患者の間でトラブルがあったときに、それをどこに提供できるのかということは、目的外提供の問題ですよ。そこはきちんと問題を仕分けしなければなりません。

(中村委員) この審議会でどこまで判断するのでしょうか。利用目的についても今回審議をするのか、それは本人外収集とは違う問題だから今回は判断しないというのであれば、それで構わないとは思いますが。

(山崎市政情報室長) 個人情報の提供については、今回の審議の目的ではないのですが、救急車等で撮影した映像は、例えば消防局内で、トラブルが起きた時の検証に用いることや内部で使うことを目途としていて、事件性がある場合に警察に提供をすることをそもそもの目的として収集しているものではなくて、消防技術や救急技術の向上や、市民対応の向上など、そういったものでトラブルの例として使っていることが主だと消防局からは聞いています。

(下井副会長) 中村先生が気にされているこのガイドライン準則については、今回私たちが内容についてもお墨付きを与えるものなのでしょうか。

(中村委員) そうでなければ、何に使われるかというのは今回の審議ではなくて、本人外から収集することができるか、できないかを審議すればいいんですよ。

(下井副会長) ただ、何のために収集するかについては明確にすべきなのではないでしょうか。

(中村委員) それはあくまでも、その事故のためですよ。

(下井副会長) 原案ではそうですが、事故に限らないとすることも可能ではないでしょうか。

(君島主任主事) 車内でのトラブルや医療事故などを録画した映像等を収集する目的以外の目的で第三者に提供することは目的外の利用・提供に当たりますが、例えば警察に提供するというものであれば、個人情報保護条例第8条第1項の目的外提供の制限の中で第5号の国等に提供する場合に該当させることができます。映像を目的外に使うことについてはこのように別途判断することができるため、改めて審議会で審議するものではないかと思えます。

(下井副会長) 私もそう思います。そのため、準則の提供先についての規定は不要ということになるのかもしれませんが。

(中村委員) この準則というのは、どういう位置付けなのですか。

(山崎市政情報室長) 庁内でも広くルール化するときには、準則というひな形を示して、それを必要に応じて改定してルール化をしていくということを考えています。今、庁用自動車の担当課とも協議をしていますが、要綱等で定める案も出ており、どのようにルールを徹底させるかという形式については調整をしているところです。

(下井副会長) 要するにこの準則は条例第8条第1項の運用基準になるのでしょうか。

(山崎市政情報室長) はい。

(下井副会長) 我々が諮問されているのはあくまでも本人直接収集の原則の例外として、ドライ

ブレコーダーを認めていいのかということであって、目的外提供・目的外利用については諮問されてないということですよ。

先ほど事務局から説明があったように、この準則は第8条第1項の解釈のための運用基準になるという位置付けになって、特にこれが第8条第1項に違反していないということであれば、我々としては本人収集の例外を、条件付きで認めるという諮問を出して、場合によってはガイドラインの準則もさらに精査されたいという程度で終わらせれば、今回の諮問に対する答申にはなるのではないのでしょうか。

(中村委員) この準則の細かい部分の話になりますが、第2条の(1)で「車両前方の映像を撮影するカメラ」としか書かれておらず、車内の話とか音声の話が出ていないので、記載事項について不足があると思います。

(山崎市政情報室長) これは一般的に一番多いドライブレコーダーをイメージした形で準則を作成しておりますが、例えば、あおり運転などが社会問題化していて、車両後方も撮影するようなドライブレコーダーというのもこれから庁用自動車に設置されることもあるかもしれないため、その状況に応じた形で適切なガイドラインとしていくことを検討したいと考えております。

(中村委員) そういう意味では、システム的なことはすぐに変わる可能性があるので、細かく書かないほうが良いと考えます。例えばSDカードに保存していたものが今後クラウド上に保存するものが一般的になっていくことも考えられますし、余り細かいことは書かないほうが良いと思います。

それに、先ほど衝突時に映像が記録されるという説明がありましたが、防犯的なことを考えると、最近のドライブレコーダーは運転しなくても盗難防止のために記録される機種も多くあります。

(下井副会長) 録画は運転時には限らないということですか。確かに、録画は盗難防止という意味もありますね。

(中村委員) 機械に依存した内容を書きってしまうと、その度にまた審議しなければならないといった話になるので、少し緩目にしておいたほうが良いと思うんですね。

記録媒体としてSDカードがいつまで続くのかもわからないので、デジタル的な記録媒体とか、せめてそのような記載にとどめておくべきかと考えます。

(本澤会長) この本人収集の原則の例外とすること自体を認めるべきではないというご意見はありますか。ないようでしたら、事務局から答申案を出していただいて、それを踏まえて追加するところを検討したいと思います。

(中村委員) もう一点よろしいですか。個人情報の庁外への持ち出しのルールは厳しいですよ。ドライブレコーダーは個人情報を記録したものを庁外に持ち出していることになります。ドライブレコーダー自体が盗難されたら個人情報が盗難されますよね。

情報機器の持ち出しということに関する問題はないのでしょうか。

(本澤会長) その個人情報が記録された媒体なり機器なりが、庁外で管理される場合、持ち出される場合は何か手だてはあるのでしょうか。最近ではドライブレコーダー自身にもパスワードをかけられるものがあると思いますが、いかがですか。

(山崎市政情報室長) あるとは思いますが、それが設置されているドライブレコーダー全てに備

えられているかどうかというのは、今の段階では把握していません。

(中村委員) 個人情報の入っているデバイスを誰もが閲覧できる状態で庁外に出すということは、この審議会ではなくて、セキュリティに関する委員会ですべき議論かもしれませんね。

(下井副会長) ここで扱ってもいいとは思いますが。確かにドライブレコーダー自体にもパスワードなどを入れた方がいいのではないのでしょうか。

(中村委員) パスワードがかけられないようなドライブレコーダーはよろしくないと考えます。本来であればセキュリティが担保されているドライブレコーダー以外は使ってはいけないのではないのでしょうか。もし車両のガラスを割って盗まれて、ドライブレコーダーに車内での会話などが録音されているものが流出するといったことになると、それは問題になると思います。

(本澤会長) 車なので、当然庁外であることが前提になるので、それを踏まえた技術的な措置を講じたものでないと使わないようにするなどの配慮が必要ということですよ。

(山崎市政情報室長) はい。

(中村委員) これは収集の問題ではないので、ここで議論することなのかということも非常に難しいですね。

(下井副会長) しかし、今後の取扱いの中で、「ただし」とあって、「運用に当たり」といって色々書いているため、検討する必要はあると思います。

答申案の中で、ドライブレコーダーを設置する場合は、そこに記録されている情報のセキュリティにも十分なセキュリティ措置を講じることを追記するなど、もう一度作り直していただいた方がいいかなと思います。

(本澤会長) そうですね。今いただいた事務局案で出てきたこの答申案は、これだけだと、今の議論の中身までは反映していない部分があるということですよ。

(下井副会長) 文章化するのはいさ少し難しいですよ。最初に私が言ったことについては、条例第7条第2項第9号の規定によるということ、条例の条文の定め方に照らして書いているので、このような書き方にならざるを得ないのかなという気はします。

むしろ諮問に対する意見の中で、慎重に審議した結果、必ずしも本人から直接収集するわけではないけれども、公益上特に必要があり、といったことを入れていただければと思います。

今後の取扱いの中で、運用に当たり、周知方法とか、あるいは先ほど中村委員が強調されているドライブレコーダーに記録された情報のセキュリティ管理をするといったことも記載が必要だと考えます。

(横田委員) 設置していることの表示についても必要ですよ。

(下井副会長) 我々としては、この諮問に対して、設置についてのアナウンスや情報の管理を行い、設置の実績を審議会に報告するよという形で答申をすればよろしいのではないのでしょうか。そのような形で答申案を作成いただければと思います。

(本澤会長) もう一度整理しますと、答申に追加する必要がある内容としては、映像や音声などの個人情報を取得していることを乗車者及び車外の通行人等に対して周知する措置を講じる必要があるということですよ。それに加えて、救急車等の特殊な用途の車両については、なお慎重な取扱いを要するのではないかとということ、それから、庁外で使用するものであることから、その記録されている情報のセキュリティについては技術的な措置を講じる必要があるという3点

でしょうか。このような内容を反映して、もう一度事務局案を作成いただき、各委員に確認をしていただければと思います。

(下井副会長) これは、今後の取扱いの2行目の、「ただし、運用に当たり」の後に、今のこの案に加えて、今の3点を加えるという、そういうイメージでよいでしょうか。

(本澤会長) そうですね。

(下井副会長) わかりました。

(本澤会長) では、修正した事務局案を作成していただき、それを各委員に諮っていただいて、個別の意見を集約して、最終的にはこちらで判断させていただくということによろしいでしょうか。

(鈴木委員) すみません。ドライブレコーダーの技術的なセキュリティというお話がありましたが、現在ドライブレコーダーは430台以上に設置されているのですよね。その中には古いタイプのドライブレコーダーなど、セキュリティ対策が不十分なものもおそらくあると思うのですが、それは大丈夫なのでしょうか。

(下井副会長) 問題があるものについては、今後きちんと管理していくべきということを行っているのではないのでしょうか。

(鈴木委員) そういうことでいいのですよね。パスワードをかけられない機種もあるのではないかと思うのですが、そういったものについては管理をきちんとするよという意味でよろしいのでしょうか。

(本澤会長) これから新しく設置するものについてはセキュリティ対策の整った新しい機種にすべきだと考えますが、今使用している古い仕様のものについてはどうするかという話がありますね。

(下井副会長) すぐに使用を中断するというは無理だと思います。

(鈴木委員) 全部新しいのにしろという、そういう意味ではないということですよね。

(下井副会長) そこも含めてきちんと管理すべきであるということです。

(中村委員) その部分を色々と考えると、最新のものは位置情報までわかってしまうのではないかとそういう議論も出てきてしまい、また違う問題が発生してしまいますので、あくまで今回は映像を撮るということについて審議するものかと考えます。

(本澤会長) 他はよろしいでしょうか。

(なし)

(本澤会長) では、答申については引き続き対応をお願いします。

議事(2) 千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

続いて議事の(2)「千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について(特定個人情報保護評価の再実施)】」を議題といたします。ご説明をお願いします。

(高橋主査) 事務局の高橋でございます。

まず、私から今回の諮問の趣旨と、特定個人情報保護評価の制度の概要等についてご説明させ

ていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。こちらは表裏で、諮問書の写しとなっております。

今回の諮問は、番号法に基づきます特定個人情報保護評価の再実施につきまして、当初評価を実施したときと同様に、千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の個人情報の保護に関する重要事項に該当するものとして審議会に諮問するものでございます。

特定個人情報保護評価につきましては、番号法に基づく制度となりますので、まずは番号制度、マイナンバー制度の概要についてご説明いたします。

参考資料4-1、マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料をご覧ください。2ページから11ページにかけて概略についてご説明いたします。

まずは、制度の意義でございます。4ページの上部枠内記載のとおり、マイナンバー制度につきましては、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤となるものでございます。マイナンバーは、12桁の番号が各個人に付番されておりますが、効果といたしましては、Iの部分に記載のとおり、これを活用することによりまして、当該個人のより正確な所得や社会保障給付の受給状況を把握することで、公平公正な負担と給付が図られるものでございます。

また、下のIIの部分に情報連携とあります。国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理しておりますさまざまな同一人の情報を、専用のネットワークシステムで相互にやりとりすることによりまして、行政における事務の効率化や、手続の際に添付書類が不要になるなどの国民の利便性の向上が図られるものでございます。

なお、情報連携の具体的な事例につきましては、10ページに記載がございますので、後ほどご参照ください。

概略は以上でございますが、マイナンバー制度につきましては、今申し上げましたような効果、利点がある一方で、資料13ページにあるように、マイナンバーを用いた個人情報の追跡、名寄せ等が行われ、個人情報が外部に漏えいするのではないかと、また、成りすまし等のマイナンバーの不正利用等により被害を受けるのではないかなどといった懸念もあるところでございます。

これらにつきましては、制度面及びシステム面におきまして、それぞれ資料に記載の措置が講じられているところでございますが、この制度面における措置の一つが④にあります、特定個人情報保護評価でございます。

続きまして、この特定個人情報保護評価についてですが、制度の詳細なルール等につきましては、参考資料4-5特定個人情報保護評価関係例規集をご用意させていただいておりますが、主に参考資料4-2の特定個人情報保護評価の概要を用いましてご説明させていただきます。

まず1ページ目でございます。基本理念といたしましては、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル、これを特定個人情報ファイルといいます。その適正な取扱いを確保することによりまして、特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することでございます。

また、目的といたしましては、この評価を実施することによりまして、事前対応による個人のプライバシー等の侵害の未然防止を図ること、また、先ほどマイナンバー制度に対します国民の懸念ということを申し上げましたが、国民、住民の信頼の確保を図ることでございます。

具体的な内容といしましては次に記載のとおり特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者におきまして、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析した上で、リスクを軽減するための措置を講ずること、さらにその措置が個人のプライバシーの権利利益の保護措置として十分であることを自ら宣言するものとなっております。

続きまして、評価の実施手続でございます。8ページをご覧ください。

評価の手続についてですが、これにつきましては、1点目として、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数。なお、右側上部、米印になりますが、対象人数が1,000人未満の場合には、そもそも評価の対象とはなりません。2点目として、委託事業者の従業員なども含めました特定個人情報ファイルの取扱者数、3点目として、重大事故の発生の有無、これら三つの判断項目によりまして、これをしきい値判断と呼んでおりますが、下の方の右から順に、基礎項目評価のみ、基礎項目評価プラス重点項目評価、基礎項目評価プラス全項目評価の三つの区分がございます。

これらの三つの評価の違いでございますが、11ページから13ページにかけては、それぞれの評価における記載事項等が示されております。基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の順に、評価すべき項目がより詳細なものとなっております。

8ページにお戻りいただきまして、しきい値判断につきまして幾つか例を挙げます。図のフローをご覧ください。まず中央上部に、対象人数は何人かとございます。これが30万人以上ですと、その場合は図の左側に行ってください、そのことのみをもって基礎項目評価と全項目評価を実施しなければならないということになります。

次に、対象人数が30万人はいないけれども10万人以上である場合、中央上部から左下に行ってください、この場合は、取扱者数が500人以上かどうか。500人以上ということであれば、先ほどの対象者数が30万人以上の場合と同様に、基礎項目評価と全項目評価を実施しなければならないこととなります。

千葉市におきましては、取扱者数が500人以上の事務はございませんので、基本的には対象者の数によってこのしきい値判断を行うこととなりますが、全項目評価の対象となる事務といしましては、参考資料4-4、全項目評価書を作成する特定個人情報保護評価の再実施予定に記載してございますが、今回諮問をさせていただいた個人市民税に関する事務、固定資産税・都市計画税に関する事務、介護保険に関する事務を含めまして、七つの事務が千葉市におきましては全項目評価の対象となっております。

これらの三つの評価の区分につきましては、評価すべき項目以外にも手続の面でも違いがございまして、そのことがまさに本審議会に関係してくることになるのですが、また、先ほどの資料の8ページのフローのところにお戻りいただきまして、各評価の下にございますが、真ん中と右の二つにつきましては、いずれも個人情報保護委員会への評価書の提出と公表ということになっているのに対しまして、左側の全項目評価を行う場合につきましては、一番下の項目に記載のとおり、住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後に公表となっております。この第三者点検につきまして、本審議会において調査、審議をしていただくということでございます。

なお、本市におきましては、この住民等の意見聴取と意見聴取後の第三者点検のほか、住民等の意見聴取の前に、評価書の案の事前点検を実施することとしております。後ほどの議事にも

関係してしまいますが、今お配りした資料5をご覧ください。

本審議会には、特定個人情報保護評価の調査審議のため特定個人情報保護評価部会が設置されておりまして、評価書の詳細な点につきましては、本部会で行っていただくこととなっております。

続いて、全体の流れといたしまして、参考資料4-3、特定個人情報保護評価・再実施事務フローをご覧ください。

一番右側の列が審議会の関係になりますが、7月～8月の部分にございます審議会の記載が本日開催のものでございます。評価の再実施につきまして諮問をさせていただきまして、現時点での評価書の案について、矢印下、部会で後ほど調査審議をしていただくこととなります。その後、矢印左側に移りまして、部会での意見等を踏まえ、評価書の案を見直し、9月1日から1か月間、市民の意見聴取の実施を予定しております。その後、市民からの意見を踏まえまして、必要に応じてさらに評価書の案を見直したものを、予定としましては11月から12月ごろに再度、部会においてチェックしていただきます。その結果を部会から本審議会に報告いたしまして、最終的に本審議会から特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検としての答申をいただき、それを踏まえた最終的な評価を個人情報保護委員会へ提出、公表というスケジュールになってございます。

今回、個人市民税、固定資産税・都市計画税、介護保険、三つの事務につきまして、全項目評価を再実施するわけですが、これにつきましては、先ほどの参考資料4-2の17ページに評価の再実施をしなければならない場合が記載されてございます。

まずは(2)ですが、対象者数の増加などにより、しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価、全項目評価の対象となった場合には、変更後の区分に応じた評価を実施することになります。しかしながら、しきい値判断に変更がなくても、つまり評価の区分に変更がなくても、(1)にありますように、重要な変更を加えようとするときには評価の再実施をしなければならないこととされております。

これら重要な変更につきましては、特定個人情報の漏えい等の発生の危険性や影響が大きい変更とされておりまして、具体的な項目といたしましては、参考資料4-5の中の3、特定個人情報保護評価指針の最後のページに、全項目評価書の記載項目のうち、重要な変更の対象となる記載項目が示してございます。例えば1の事務の内容、これが変わりますとか、3の他の自治体などと新たに情報連携を行うとか、14の新たに委託をするとか、特定個人情報の漏えいのリスクが高まるような変更などでございまして、また、これらの項目につきましては、評価書の様式におきましては、米印が付されている形となっております。

また、先ほどの資料の17ページのところにお戻りいただきまして、(3)ですが、評価書を前回公表したときから5年以内に評価を再実施するよう努めるものとされております。これらのルールに従いまして、個人市民税に関する事務と固定資産税・都市計画税に関する事務につきましては、来年の2月で、前回評価書を公表してから5年が経過するというので、今回評価の再実施を行うものでございます。

また、事務における重要な変更、こちらも予定しておることから、あわせて評価の再実施を行うものでございます。

次に、介護保険に関する事務につきましては、前回評価書を公表してからまだ5年は経過していないのですが、事務において重要な変更を予定していることから、今般、評価の再実施を行うものでございます。

特定個人情報保護評価制度の概要等の説明につきましては以上となります。

それぞれの事務の概要や評価書の主な変更内容につきましては、この後、各事務の所管課からご説明させていただきます。

(高間課税管理課長) 課税管理課の高間と申します。よろしくお願いたします。

財政局税務部からは、個人市民税に関する事務及び固定資産税・都市計画税に関する事務の全項目評価書の評価の再実施につきまして諮問をさせていただいております。内容につきましては、担当主査の石井からご説明申し上げます。

(石井課税管理課主査) 課税管理課課税法務班の石井と申します。よろしくお願いたします。

まず、資料4-3-1をご覧ください。個人市民税に関する事務に関してご説明させていただきます。資料4-3-1の3ページ、1番、基本情報、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の名称が、個人市民税の賦課・収納事務。

概要としては、地方税法に基づき、納税義務者様から提出された申告情報、給与支払者、年金保険者から提出された支払報告書をもとに市民税額を計算し、賦課し、収納するという内容になっております。

情報の流れに関しては、12ページをご覧ください。

こちらの12ページのまず上の部分、住民の方から所得に関する情報を取得し、市民税を賦課、納税通知書の発送までをご説明させていただきます。市民税を賦課するために、真ん中に個人住民税システムという大きい四角があるかと思いますが、こちらの個人住民税システムに、所得に関する情報を電子データとして取り込む必要があります。所得の情報の入手方法としては大きく分けて三つ、紙資料による入手、媒体による、DVD-ROMなどですね、CD-ROM、BD-ROMなど媒体による入手、そして、電子情報による入手となっております。

まず、紙文書での課税資料、例えば、こちらの1番、上半分の真ん中の給与支払報告書の紙であったり、右のほうの年金支払報告書の紙であったり、紙での資料に関しては、こちらは、紙で事業所から給与支払報告書や年金支払報告書、そして、住民税の申告書などは委託事業者にデータパンチを委託し、電子データに変え、かつDVDなどの媒体により税務システムに取り込みます。こちらの紙資料に関しては、納税義務者様のマイナンバーも記載されております。

また、給与支払報告書をCD-ROMやDVD-ROMでの媒体による提出であれば、こちらに関しては、そのまま税務システムに取り込みます。

また、電子データですね。eLTAXというシステムがありますが、地方税ポータルセンターであったり、eLTAX審査システムがあるんですが、こちらのeLTAXというシステムは、地方税の電子化を目的に、都道府県及び政令指定都市により設立された地方税電子化協議会、今は地方税共同機構となっておりますが、こちらにより運用されているシステムで、目的としては、パソコンにより納税義務者様や税理士から、インターネットを通じて、各地方公共団体へ申告書、報告書などを提出することを可能とする全国規模のシステムとなっております。

例えば、こちらは、真ん中の事業所の欄を見ていただければと思うんですが、事業所様が地方

公共団体に給与支払報告書を電子で提出するには、まず、地方税ポータルセンター、続いて e L T A X の審査システムを経由して地方自治体に届くという形になります。

逆に、地方公共団体から納税者様に申告書等、審査の結果を送信する場合は、逆のルートで審査システムを通じて、審査システム、ポータルセンター、これを経由して納税義務者様に届くという形です。納税義務者様は、ポータルセンターへインターネットを通じて接続して情報を参照するという形になります。

左のほうの国税連携システム、この 1 2 ページの真ん中の左の部分ですね。国税連携システムというシステムに関しては、e L T A X の中で幾つかシステムがあるのですが、国税、地方公共団体とのデータのやりとりを行うためのシステムです。所得税、確定申告書等の国税庁からの地方団体へのデータ送信や、扶養控除、扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信等を行います。

続いて下の部分ですね。こちらのファイルの 1 2 ページの下の部分、個人住民税賦課情報の二次的な利用や庁内他課との連携について説明させていただきます。こちらの備考の丸の数字の 8 番をご覧ください。と思います。

こちらは個人住民税システムから庁内他課の国民健康保険など、他課のシステムへデータを作成し、提供します。また、逆に、介護システムなどから個人住民税の賦課調査に必要なデータを提供してもらいます。

次に 9 番ですね。こちらは情報連携に関する記載です。所得情報等を業務共通システム経由で中間サーバーへ連携し、情報提供ネットワークシステムから他市町村の情報を参照します。

また、1 1 番と 1 2 番を見ていただければと思いますが、e L T A X を通じて賦課期日時点、住民登録地以外の方について課税している情報や、寄附金税額控除に係る申告特例通知書データ、いわゆるワンストップ特例の情報のやりとりなども e L T A X を通じて行います。

以上が個人住民税の情報についての流れになりまして、続いて主な変更内容、資料 4 - 2 をご覧ください。

こちらは全項目評価書の主な変更内容ですけれども、個人住民税に関するものです。まず 1 番、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの変更部分になります。こちらは資料 4 - 3 - 1 の 6 ページですね。こちらシステム 5、今までは e L T A X としか記載されていなかった部分ですが、e L T A X が複数のシステムで構成されているシステムになりますので、こちらのシステム 5 を e L T A X 審査システムと、9 ページにあります。システム 1 2、国税連携システムに分けて記載しました。

変更の理由としては、本来機能が異なる e L T A X 審査システムと国税連携システム等を、同一の e L T A X として記載しておりましたが、記載事項、機能を明確化するため、分けて記載することとしました。e L T A X に関しては、地方税ポータルシステムという名称で、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムとなります。

続いて (2) システム 1 3、こちらは同じく 9 ページですね。こちらは地方税共通納税システム、これも地方税共同機構が運営するシステムですが、こちらのシステムを追加させていただきました。このシステムに関しては、マイナンバーは使用しない仕様となっております。こちらのシステムは、内容としては令和元年 1 0 月に開始される新制度に伴い導入されるものなのですが、

地方税共通納税システムとは、今のところは住民税の特別徴収のみが対象となっているんですが、個人住民税を地方税共通納税システムに登録済の口座から自治体に直接納付できるというシステムになっております。こちらがシステム13で、9ページの変更ですね。

続いて2番、特定個人情報ファイルの概要の変更部分の(1)特定個人情報ファイルの取扱いの委託に特別徴収に係る給与所得者異動届出書のCSVテキスト化及びRPAによる税務システムへの入力、これを追加します。こちらの4-3-1でいうと、21ページになります。

また、これに関しては別途資料を用意させていただきまして、この資料4-2-1をご覧ください。4-2-1の後半の方ですが、ページ番号7のすぐ後ろですね。ニュースリリースという名称のNTT東日本作成の資料ですね。こちらの内容が連動しております。この委託事業の目的としては、こちらのニュースリリースのこの四角のすぐ下の説明文にあるとおり、紙を使用した業務の効率化を目的としております。つまり、職員が今まで行っていた紙文書資料のデータ入力、これを自動化するというのが目的です。

こちらの具体的な作業内容は、資料4-2全項目評価書の主な変更内容、特定個人情報ファイルの概要の変更の理由に記載されています。給与支払者から紙文書で市に提出される給与所得者異動届出書、例えば会社の中で特別徴収対象の方が退職してしまったとか、そういった異動届出書、これをスキャナーで読み取り、そのデータを専用回線LGWANで委託先に送信し、こちらは人工知能の技術を組み込んだ光学文字認識OCRでこれをテキスト化すると。CSVテキスト化し、こちらを千葉市のほうにデータを返していただき、これをRPA、ソフトウェアロボットが自動で入力すると。こういった委託を今、検討しております。こちらは業務委託に対しての委託概要の内容です。

次に資料4-2に戻っていただき、(2)提供先に地方税共同機構を追加。こちらはすぐ隣、資料4-3-1でいうと、22ページになります。また資料4-2に戻りますと、こちらは、提供先に地方税共同機構を追加、こちらは変更理由としては、個人がeLTAXシステムを利用して、初めて個人市民税に関する申告をする際、地方税共同機構が申告書に記載された個人番号が当該個人の個人番号であることを確認するため、いわゆる地方税共同機構が本人確認をするために、市が地方税共同機構に当該個人の個人番号(本人確認用)を一度提供する必要があると。こちらに関しても別途資料を用意させていただいて、資料4-2-1をご覧ください。資料4-2-1の頭からですね。まず、こちらを1ページめくっていただくと、特定個人情報保護評価書、こちらは地方税電子化協議会が作成し、公表しているものですが、こちらの真ん中の特記事項の一番上をご覧ください。お願いします。

こちらは地方税電子化協議会の目的といいたいまいしょうか、そういったものが書いておりまして、地方税の申告・申請などの受付手続は、従来それぞれの地方公共団体で行う必要がありましたが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続できるようになったと。そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会(現地方税共同機構)で、共同システムを地方税ポータルシステムといいたいいます。

最初のページに戻っていただくと、その上で、こちらの地方税電子化協議会は、個人事業主からeLTAXを通じて、給与支払報告書、退職所得の納入申告に係る申告書、償却資産課税に係

る申告書などを受け付ける必要が出てきますので、当然、個人番号関係事務実施者として本人確認、番号確認をしなければならない。そのために必要な業務を自治体が行う部分がありますので、それについての改正となります。

実際のイメージとしては、こちらの4-2-1の6ページと書いてある別添1の図があります。その説明文が7ページの5-②ですね。まず、5番が納税者等、地方公共団体から地方税ポータルシステムの本人確認ファイル、本人確認結果ファイルの流れとなりまして、5-②、まず、地方税ポータルシステムは申請・申告書に添付された本人確認ファイルを地方公共団体へ送信。そして、5-③で地方公共団体が本人確認結果ファイルを作成し、地方税ポータルシステムに送信することとなっております。こちらについての改正を資料4-3-1の22ページの一番下、提供先3のところに追加させていただきました。

続いて、資料4-2を1ページめくっていただきます。こちらは(3)同種の提供先を別紙にまとめる。変更の理由は、番号法第19条第7号の規定により、市長へ情報照会できる情報照会者について提供する情報、本人の数及び本人の範囲並びに提供方法及び時期・頻度が共通であることから、評価書に個別に提供先として列記していたものを別紙にまとめ、記載を合理化する。

こちらは具体的には、資料4-3-1でいうと、22ページの提供先2。以前は60件の提供先を全て個別に評価書に記載しておりましたが、提供先2を番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者とまとめさせていただいて、詳細な内容は55ページから始まる別紙1に記載いたしました。

続いて、(4)千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、いわゆる番号利用条例です。これによる特定個人情報の移転先を記載しました。資料4-3-1でいうところの30ページ、移転先18に16件をまとめさせていただき、これも同じく別紙の形にして、59ページに記載いたしております。

以上が個人市民税に関する事務についての情報の流れ等の変更点の説明とさせていただきます。

続いて、資料4-3-2をご覧ください。

3ページですね。事務の名称としては、固定資産税・都市計画税の賦課・収納業務。概要としては、登記情報等や現地調査による情報に基づき、土地家屋の評価額を決定した上、地方税法の規定に基づき、税額を決定、納税義務者に対して賦課、収納する。また、納税義務者からの申告に基づき、償却資産ですね、これの評価額、これを決定した上、税額を決定し、納税義務者に対して賦課、収納という事務になります。

情報の流れに関しては9ページをご覧ください。まず、上半分、住民の方から所有している固定資産に関する情報を取得し、固定資産税を賦課、納税通知書発送まで説明させていただきます。固定資産税を賦課するため、固定資産に関する情報を、いわゆる市民税と同様に、この固定資産税システムという真ん中の大きい四角に電子データとして取り込む必要がございます。

こちらは上半分の一番左、登記所のほうから説明させていただきます。登記所からは登記済通知書、こちらは登記の情報が紙で提出されます。また、続いて隣、庁内他課・不動産鑑定士、こちらは建築関係の課でございますが、こちらから課税の情報を紙や媒体でいただきます。そして真ん中、こちらは償却資産の申告ですね。地方税ポータルセンター、先ほどの市民税と同様にe

L T A Xのシステムですね、地方税ポータルセンター、e L T A X審査システムを通じて、償却資産申告情報を電子データとしていただきます。また、償却資産に関しては、さらに右に行くと、償却資産申告書、紙での提出となりますので、こちら紙で受け取り、こちらは事業者データパンチを委託し、電子データ化し、固定資産税システムに取り込みます。

最後、④番、9ページの上半分が一番右のほうですね。そして、税額を決定後、納税通知書、紙でこちらを住民の方に送らせていただくという流れになります。

続いて下半分、固定資産税賦課情報、2次利用や市内他課、もしくは他団体との情報のやりとりについて説明させていただきます。

下半分、⑧番、他課システム向けデータ、電子ですね。こちらは業務共通システムを通じ、ほかの市内他課へ提供します。また、情報連携、こちらが情報を取得する局面としましては、情報提供ネットワークシステムから、個人番号による情報連携により、こちらは主に今のところ、対象としては生活保護受給情報、固定資産税減免事務に関するものですが、こちらは必要があれば情報連携で取得するということがあります。

以上、固定資産税に関してはこちらで、4-3-2の説明は終了させていただきます。

(大塚介護保険管理課長) 改めまして、介護保険管理課の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

今回の仕様追加についての説明の前に、介護保険事務について全体の概要をご説明させていただきます。

それでは、資料4-3-3の特定個人情報保護評価書案(全項目評価書案)の3ページをご覧ください。基本情報1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の①、事務の名称は、介護保険法による介護給付の支給、保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものであります。

②の事務の内容ですが、介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課、徴収を行うものであります。市町村は番号法及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を①の介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出から、⑯の介護保険料の賦課・徴収に関する事務で取り扱うこととなります。

個人番号を使用する業務ですが、介護保険制度では、原則被保険者の資格は千葉市の住民であることが要件であるため、住基情報と連携して管理を行っております。

イメージ図としまして7ページをご覧ください。7ページの別添1、事務の内容の図表をご覧ください。真ん中やや上に介護保険システムとありますが、その上に住民記録システムとありますが、その住民記録システムとの連携にて個人番号を取得しております。

それでは、3ページへお戻りください。②の事務の内容に戻りますが、右欄の①の介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出についてですが、資格に関する届出書は、各区市民総合窓口課への住民異動の届出の際に、介護保険の資格取得等の届出を兼ねており、この届出書に個人番号が記載され、各区の介護保険室に発送されます。

次に④から⑥の要介護・要支援認定申請等についてですが、要介護・要支援認定等を受ける際に、個人番号を記載した申請書にて申請していただきます。

続いて⑦ですが、⑦の被保険者証等の再交付ですが、一度交付された被保険者証などを紛失、汚損等により再交付を申請する際にも個人番号を記載した申請書にて申請していただきます。

次に、⑨から⑭ですが、要介護・要支援認定を受けた方については、事業所にケアプランの作成依頼の届出をし、利用した介護サービスの申請、請求に関して保険給付を行います。その他、高額介護サービス、負担限度額認定などの負担軽減を行う制度があります。

これらの制度は、被保険者からの申請に基づき提供されるものであり、その際に個人番号を記載した申請書にて申請をすることとなります。

次に、2の特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムのシステム1をご覧ください。システムの名称は介護保険システムとなります。

②のシステムの機能については、資格管理機能、納付機能、認定機能、受給機能、給付機能の五つがあります。

システムとデータの流れについては、システム1の介護保険システムを使用して実施します。介護保険システムでは、住民記録システムから特定個人情報の提供を受けています。個人番号は被保険者からの各申請書類に記載されますが、この個人番号は本人確認を行うために使用しています。申請の受付に当たっての原則として、システムへの個人番号の入力は行いません。

次の4ページですが、4ページにシステム3として中間サーバーがありますが、システム2の業務共通システムから中間サーバーを介して照会する流れになっております。住民記録システム以外に千葉市内部の他のシステムとの連携は、これまでの千葉市独自の番号、いわゆる宛名番号を使用して介護の連携をしており、引き続き、同様の利用を行うこととなっております。

また、5ページにシステム4として、伝送通信ソフトがありますがけれども、介護保険システムから千葉県国民健康保険団体連合会へは専用回線を介して暗号化した特定個人情報を提供しております。

続きまして、今回の仕様の追加について概要をご説明させていただきます。資料4-2のページをめくっていただきまして、最後ですね。全項目評価書の主な変更内容、介護保険に関する事務の趣旨をご覧ください。

国では、介護保険に係る申請手続等について、介護ワンストップサービスとしてオンライン化を推進しており、事務処理概要にあります、要介護認定申請等の八つの申請、届出について、内閣府が運営するマイナポータルのぴったりサービスを活用することで、平成30年度から令和2年度までに、電子申請の実現を推進するとされております。

ぴったりサービス運用フローの図表にありますように、介護保険システムについては、介護保険につきまちは日本郵便が民間で送達サービス事業を受託し、J-LISでの個人認証の後に、個人番号が記載された申請書を印刷し、自治体に郵送するものになります。

評価書変更点にありますように、今回はこの日本郵便への委託の追加について、全項目評価書の重要な変更にあたることから、特定個人情報保護評価の再実施をお願いするものであります。

スケジュールにつきましては、今後、電子申請書の様式を登録した後に、委託先とのテストを経て、来年3月を目途に電子申請のサービスを開始する予定であります。

この電子申請サービスですが、資料の4-3-3の5ページを見ていただきますと、システムの5のサービス検索・電子申請機能の②システムの機能として、住民向けの機能は、自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能であります。また、自治体向けの機能としましては、住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面、又は機能を地方公共

団体に公開する機能であります。これもサービスを開始する予定であります。

なお、今般導入しようとしている方式は、平成29年度から実施している児童手当等の子育てワンストップサービスと同様の方式を採用しております。

また、その他といたしまして、情報提供ネットワークシステムによる情報連携において、情報提供先の追加による所要の改正がございます。これは令和元年度、データ標準レイアウトの改案に伴って、共済組合等の各年金保険者における療養費等の支給事務において、介護保険の給付情報を提供するもの及び障害者制度の県等で行う新高額障害福祉サービス費の支給に伴う介護保険情報の提供となります。

介護保険に関する事務の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【意見交換等】

(本澤会長) この細かい内容については、この後、部会を設けてというのが予定されておりますけれども、今までの説明のことで全体を通しまして、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

(なし)

(本澤会長) それでは、最初のほうに説明がありましたが、この大きい審議会ですら説明を受けて、具体的な内容、専門的な内容については部会を設けて審議し、その報告をまた審議会に上げてもらって確定するという手順をとりますので、次の議題として、部会の委員の選任という議事に入りたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議事(3) 特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

(本澤会長) 部会の委員の選任について、事務局から説明をお願いします。

(高橋主査) 事務局の高橋でございます。特定個人情報保護評価部会の委員の選任についてですが、特定個人情報保護評価部会設置要綱をご覧ください。お手元の資料5の2枚目になります。

まず、第1条でございますが、先ほどの議事の際にもご説明させていただきましたが、本市におきましては、本審議会に特定個人情報保護評価部会が設置されておりまして、この部会におきまして、番号法に基づく特定個人情報保護評価の調査審議、具体的には、実施機関が作成しました評価書の案についての点検をしていただくこととなっております。

今回、個人市民税、固定資産税・都市計画税、介護保険、これらの三つの事務につきまして、特定個人情報保護評価の再実施ということで諮問をさせていただきました。今後、部会において、まずは住民意見募集にかけます評価書の案の点検をしていただくことになるのですが、現在、部会の委員は空席の状態でございますので、選任していただくものでございます。

第2条ですが、第1項で、部会は審議会の委員3人をもって組織すると規定されてございます。そして、その3人についてですが、第2項で、お一人は審議会の会長、もうお二人は審議会の会長が指名する形となりますが、個人情報の保護に関する学識経験を持つ審議会の委員及び情報システムに知見を有する審議会の委員と規定されてございます。

会長以外の二人につきましては、会長の指名ということでございますので、本澤会長から部会の委員につきましては、ご指名のほどよろしく願いいたします。

(本澤会長) ということで、部会が3名で構成されて、1名は私ということになっております。残りお二人をこちらで指名させていただきますけれども、お一方は、個人情報の保護に関する学識経験ということで、千葉市の個人情報保護審査会のほうで井原先生がそちらのほうの委員もされておりますし、個人情報の保護制度にかなり造詣が深いと思いますので、井原先生にお願いしたいと思っております。

もう一方は情報システムに知見を有するということに関しまして、中村先生が情報システムのご専門でいらっしゃるので、お願いできればと思っております。

ですので、井原先生と中村先生にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) ありがとうございます。

それでは、部会の委員については私を含めて3名ということで、以前、過去に実施した部会では、ほかの委員の方もオブザーバーとして、部会委員以外でも傍聴できたということですが、今回も同様の取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) 実はこの後、部会の開催を予定しております。傍聴をご希望の委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

(本澤会長) では、部会の委員の選任については以上とさせていただきます。

その他の議題等に関することについて何か事務局からありますでしょうか。

(高橋主査) まず、特定個人情報保護評価についてでございますが、先ほどご説明しましたとおり、部会での審議を踏まえまして、修正等をした評価書案を9月に市民意見募集にかける予定でございます。その評価書案につきましては、部会の委員以外の委員の皆様にもメールにて送付させていただきます。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成し、委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見等を頂戴いたします。いただいたご意見もとに修正案を作成いたしますので、その確定については、会長に一任していただく形をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) それでは、ただいまの議事録についてはご説明をご承認いただいたということで、最終的には会長一任で決めさせていただきます。

こちらで予定している議事等については以上となりますが、何か全体を通してご意見等はございますでしょうか。

(なし)

(本澤会長) では、以上をもちまして、第23回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

(大野総務部長) 本日は、長時間にわたり慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。